

国家公務員法における再就職等規制の概要

1. 他の職員・元職員の再就職依頼・情報提供等規制（第106条の2）

職員が、営利企業及び非営利法人（以下「営利企業等」という。）に対し、

- ① 他の役職員又は元役職員（以下「役職員等」という。）を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させることを目的として、
 - ア) 他の役職員等に関する情報を提供すること
 - イ) 再就職させようとする地位に関する情報提供を依頼すること
- ② 他の役職員等を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させるよう要求又は依頼すること

を禁止

規制の例外

- ① 職業安定法等の法令で定める職業の安定に関する事務として行う場合
- ② 独立行政法人、特殊法人等に現役出向させる場合
- ③ 官民人材交流センターの職員が職務として行う場合

2. 在職中の求職活動規制（第106条の3）

職員が利害関係企業等に対し、

- ① 当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、
 - ア) 自己に関する情報を提供すること
 - イ) 再就職する地位に関する情報の提供を依頼すること
- ② 再就職することを要求又は約束すること

を禁止

利害関係企業等の定義（職員の退職管理に関する政令第4条）

職員が職務として携わる事務の相手方のうち、①～⑦のいずれかに該当する営利企業等をいう。

- ① 許認可等を受けて事業を行い、又は行おうとしている営利企業等
- ② 補助金等の交付を受けて交付対象事業を行い、又は行おうとしている営利企業等
- ③ 立入検査、監査若しくは監察を受け、又は受けようとしている営利企業等
- ④ 不利益処分をする場合の名あて人となるべき営利企業等
- ⑤ 法令の規定に基づく行政指導を現に受けている営利企業等
- ⑥ 国等と一定の契約を締結し、又は契約の申込みをしようとしている営利企業等
- ⑦ 犯罪の捜査、公訴の提起又は刑の執行を受ける者である営利企業等

規制の例外

- ① 独立行政法人、特殊法人等に現役出向する職員が当該法人に対して行う場合
- ② 本省係長級以下の職員の場合
- ③ 官民人材交流センターから紹介されたものである場合
- ④ 公務の公正性を損ねるおそれがないものとして、再就職等監視委員会の承認を受けた場合

【求職活動の承認基準の概要（職員の退職管理に関する政令第8条）】

次のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合

- i. 職員の職務である事務が、利害関係企業等との間で、関係法令の規定及びその運用状況に照らし裁量の余地が少ない場合
- ii. 高度の専門的な知識経験を有する職員が、利害関係企業等からの依頼を受けて、再就職しようとする場合
- iii. 親族からの要請に応じて家業を継ぐ場合
- iv. 一般に募集され、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合

3. 再就職者による元の職場への働きかけ規制（第106条の4）

職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者が、

- ① 離職前5年間^(※1)に在職していた局等組織に属する役職員等^(※2)に対し、
- ② 当該営利企業等が関係する契約・処分に関する事務であって離職前5年間の職務に属するもの^(※3)に関し、
- ③ 離職後2年間^(※4)、

職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することを禁止

役職段階等による付加規制

- (※1) 離職前5年間より前に本省課長級以上の職に就いていた期間がある場合は、その期間も含めて規制
- (※2) 本省局長級以上の職に就いていた者については、在職していた機関に属する役職員等への働きかけが規制対象
- (※3) 本省局長級以上の職に就いていた者については、在職していた機関の所掌する契約・処分に関する事務への働きかけが規制対象
- (※4) 在職中に自らが決定した契約・処分に対しては、期間の定めなく禁止

規制の例外

- ① 法律の規定に基づき、行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等の事務を遂行するために必要な場合、独立行政法人等の業務を行うために必要な場合
- ② 法令や国等との契約に基づく権利の行使・義務の履行の場合
- ③ 法令に基づく申請又は届出を行う場合
- ④ 一般競争入札等による契約締結に必要な場合
- ⑤ 公開情報の提供を求める場合
- ⑥ 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するもので、公務の公正性を損ねるおそれがないものとして、再就職等監視委員会の承認を受けた場合